

学校法人光華女子学園情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人光華女子学園（以下「学園」という。）が学園の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営及び教育研究の質の向上を資するために、学園が有する情報の公開に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「公開」とは、学園が有する情報を自主的に公表することをいう。

2 「学園」とは、特段の定めがない限り、学園が設置する各学校等を含むものとする。

(情報の公開)

第3条 学園は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

- (1) 学園の基本情報
- (2) 財務及び経営に関する情報
- (3) 監査に関する情報
- (4) 教育研究活動に関する情報
- (5) 評価に関する情報
- (6) 情報公開に関する情報

2 前項各号の規定により公開する情報（以下「公開情報」という。）の細目は、別表のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学園は、公開情報以外の情報についても必要に応じ公開に努めるものとする。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正は理事会において行う。ただし、別表の改正については、理事長の決裁により行うことができる。

附 則(令和4年4月1日制定)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条第2項)

情報の区分	公開情報
(1) 学園の基本情報	①寄附行為 ②建学の精神、教学の理念および教育目標 ③学園の沿革 ④設置する学校、学部、学科等 ⑤役員等名簿 ⑥教員の人数
(2) 財務及び経営に関する情報	①事業計画書 ②事業報告書 ③財産目録 ④貸借対照表 ⑤収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書） ⑥学園中期計画 ⑦役員の報酬に関する情報
(3) 監査に関する情報	①監事の監査報告書 ②公認会計士又は監査法人による監査報告書
(4) 教育研究活動に関する情報	①大学の学則 ②大学の教育方針 ③大学の教育研究上の目的及び基本組織 ④大学の教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績等 ⑤大学の入学者に関する受入方針及び入学者の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ⑥大学の授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ⑦大学の学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準 ⑧大学の校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑨大学が徴収する授業料、入学料その他の費用 ⑩大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援の状況 ⑪大学の国際交流の制度と状況
(5) 評価に関する情報	①大学の自己点検評価報告書 ②認証評価の結果及びその対応についての報告書
(6) 情報公開に関する情報	①本規程 ②個人情報保護に関する基本方針および規程